

No.20

グローバル化と食料・農業： 総合的視点の重要性

鈴木宣弘

東京大学大学院農学生命科学研究科教授

グローバル化と食料・農業：総合的視点の重要性

1. 日本の食料市場の閉鎖性と農業過保護論の誤解

我が国の農産物市場が閉鎖的だというのは間違いである。日本ほどグローバル化した食料市場はないといってもよい。我々の体のエネルギーの61%もが海外の食料に依存していることが何よりの証拠である。

(1) 我が国の農産物関税が高いというのは誤り

関税が高かったら、こんなに輸入食料が溢れるわけがない。我が国の農産物の平均関税率は12%であり、農産物輸出国であるEU（欧州連合）の20%、タイの35%、アルゼンチンの33%よりもはるかに低い（図1）。さらに、品目数で農産物全体の1割程度を占める最重要品目を除けば、他の農産物の関税は相当に低く、野菜の多くはわずか3%で、世界との産地間競争の中にある。わずかに残された高関税のコメや乳製品・牛肉等の農産物は、日本国民にとっての一番の基幹食料であり、土地条件に大きく依存する作物であるため、土地に乏しい我が国が、外国と同じ土俵で競争することが困難なため、関税を必要としているのである。日本が守ろうとしているのは、わずかに残された最重要品目だけで、いわば、つつましい最低限の望みを訴えているだけなのである。

(2) 我が国の国内補助金が多いというのは誤り

国内保護政策についても、コメや酪農の政府価格を世界に先んじて廃止した我が国の国内保護額は、今や絶対額で見てもEUや米国よりはるかに小さく、農業生産額に占める割合で見ても米国と同水準である（表1）。しかも、米国は酪農の保護額を実際の4割しか申告しておらず、実はもっと多額の保護を温存している。

(3) 食料の内外価格差を非関税障壁とするのは誤り

経済協力開発機構（OECD）が開発した国際的な農業保護指標（PSE指標）では、消費者の求める品質・安全性に応えるべく国内生産者が努力した結果である「国産プレミアム」も、「非関税障壁」による内外価格差として算入されてしまう問題がある。このことが一般には理解されていないため、PSEは国内外で誤用され、日本は手厚い農業保護によって内外価格差を維持しているという誤解を生み出している。

例えば、スーパーで大分産のネギ一束が158円、中国産が100円で並べて販売されている場合、これを、158円の大分産ネギに対して中国産が58円安いとき、日本の消費者はどちらを買っても同等と判断していると解釈すると、この58円分が大分産ネギの「国産プレミアム」である。これは品質向上努力の結果であり、保護の結果ではない。

OECDの2003年データでは、総額5兆1,892億円に及ぶ日本のPSEの90%が「MPS（市場価格支持）」、つまり内外価格差に基づくものとされている。このMPSという表現自体も、いかにも価格支持が存在するような誤解を与える。しかし、安達・鈴木（2005）は、関税と輸送費を差し引いても残る内外価格差から「国産プレミアム」を分離することによって、従来、日本のPSEの90%程度が関税による保護の結果だと指摘されてきたのに対し、約76%が関税、約13%が国産プレミアムと試算した。さらに、高関税のコメおよび乳製品の2品目を除外すると、PSEの約56%が関税、約40%が国産プレミアムとなる（表2）。つまり、しばしば、我が国は価格支持（MPS）からの脱却において、EUに遅れをとったと言われるが、実質的なMPS比率はEUの約56%と同程度とも言えるのである。

(4) FTAにおける農業悪玉論は誤り

FTA（自由貿易協定）交渉における従来の「農業悪玉論」も誤解である。事実、タイのような農産物輸出国とのFTAでも、農産物に関する合意は他の分野に先んじて成立し、難航したのは自動車と鉄鋼だった。大多数の農産物関税はそもそも非常に低く、高関税なのは品目数で1割強程度の重要品目のみであるから、重要品目への柔軟な対応を行っても、結果的には、かなりの農産物をカバーするFTAが可能だったのである（ただし、オーストラリアのように、農産物貿易に占める重要品目の割合が極めて大きい国との間では、この議論は成立しない）。

日本国内では、農産物が早く妥結したために、鉄鋼や自動車が難航したという批判もあるが、これも間違いである。例えば、タイの自動車産業は、タイの自動車の輸入関税がゼロになるのは打撃が大きいから受け入れられないと主張したのであり、日本のコメがゼロ関税になったとしても、自動車のゼロ関税を受け入れはしない。つまり、自動車の難航と農産物の早期妥結はまったくの別問題なのである。この点は、外務省の交渉担当者も明言している。また、韓国と日本のEPAが中断しているのは、表面的には農業問題が原因と言われているが、最も深刻な問題は、韓国が、素材・部品の輸入が増えて同産業に被害が出るとともに、対日貿易赤字が拡大することを懸念し、韓国の素材・部品産業育成への技術協力やそのための基金造成に日本政府からの支援を要請したのに対し、韓国はもはや途上国ではないとして日本側が断固拒否を貫いているからである。

さらには、高関税の農産物をFTAから除外することは、農家のエゴではなく、仲間はずれにされる域外国の損失を緩和し、日本にとってもむしろ利益が増加する試算結果が多く得られていることも注目されるべきである（表4）。例えば、日タイFTAの試算では、高関税の農産物を関税撤廃から除外すると、日本の利益は373百万ドルから1,034百万ドルに増加している。これは、高関税の農産物を含むと、非効率な輸入先への貿易転換効果ないし日本の輸入増による輸入価格（関税賦課前）の上昇により、日本の消費者利益の増加よりも

失う関税収入と生産者の損失の合計のほうが大きくなる可能性を示している。また、高関税品目を含むと域外国への差別性の弊害が最大化されるから、例えば、域外国である中国の損失は、高関税の農産物を関税撤廃から除外することで、334百万ドルから231百万ドルに緩和される。

(5) 我が国は世界で最も農産物輸出における保護が少ない

なお、我が国は、近年、農産物輸出の増加を目標として掲げているが、我が国ほど輸出補助金に依存していない国は珍しいことも認識しておく必要がある。世界の農産物輸出は隠れた輸出補助金に充ち満ちており、2013年までにすべての輸出補助金を廃止することが決定されたというのは誤りである。2013年までに全廃される予定の輸出補助金は「氷山の一角」であり、このままでは関税の低くなった日本市場に実質的輸出補助金による低価格農産物がなだれこむ不公平な貿易が認められてしまうことになりかねない。

最近のWTOのパネル（紛争処理委員会）裁定は、カナダの用途別乳価制度、EUの砂糖制度、米国の農業政策の根幹をなす不足払い制度等を実質的輸出補助金と認定したに等しいのである。このことは、オーストラリアのAWB（小麦ボード）や多くの国の砂糖輸出も含めて実質的輸出補助金が数多く放置されていることを意味する（図2、3、4、表3）。しかも、AWBの輸出補助金は、日本の消費者が提供しているのである。

米国の穀物への不足払い制度や酪農の用途別乳価制度は、輸出にも国内向けにも支払われるため、明らかに輸出補助金部分を含んでいるにもかかわらず、輸出を特定した（export contingent）支払いでないという形式的理由からWTO上の輸出補助金にはならないという奇妙な取り扱いは早急に改善されるべきである。我が国としては、一連のパネル裁定も踏まえ、すべての隠れた輸出補助金がWTO交渉本体での廃止されるべき輸出補助金に含まれない以上、市場アクセスの交渉のみを進めることはできないのである。

我が国は、価格が高いが品質がよいことを武器に、輸出補助金なしで農産物輸出振興を図っているが、輸出国は、価格は元々日本より安いのに、さらに輸出補助金を多用して世界に売りさばいているのだから、この点でも、日本の農産物輸出振興はなかなか前途多難である。米国は、穀物への実質的輸出補助金だけで多い年には4,000億円、それに輸出信用（焦げ付くのが明らかな相手国に米国政府が保証人になって食料を信用売りする仕組み）と食料援助（全額補助の究極の輸出補助金）を加えただけでも、約9,000億円もの実質的輸出補助金を使っている。

2. 貿易自由化の圧力ー土地賦存条件の認識の誤り

WTO（世界貿易機関）による貿易自由化・保護削減交渉は、日本を「蚊帳の外」においた、主要4カ国G4（米国、EU、ブラジル、インド）の話し合いが、2007年7月に決裂し

て以降、決着は遠のいた感もある。しかし、また急に進み出せば、日本等の食料輸入国の意向をないがしろにして一気に決着してしまう危険も残されていると認識しておくべきであろう。

WTO 農業交渉を担当するファルコナー議長が、関税削減を緩めることができる重要品目の数（全体の品目数に対する割合）について、日本（G10）が、10～15%、EUが8%（ただし、米EUの話し合いで、4～5%まで譲歩済みであった）、米国、ブラジルが1%と提案していたのを基に、各国の主張の「中」をとったといいながら、1～5%と提案したのは、日本の位置づけを示す象徴的出来事であった。その後、全品目ないし有税品目の4～6%という案に変更されたが、日本の農産物は関税分類で約1,300品目、うち有税が約1,000品目なので、我が国としては、最低限130品目を含める必要があるのに、現段階の議長案は40～80品目にすぎないという厳しいものである。

WTOの難航を横目に見ながら、EPA/FTA（経済連携協定/自由貿易協定）を急ぐ声も大きい。日豪EPA交渉では、このような重要品目についても関税撤廃が強く迫られる可能性がある。なぜ、こんなにEPA/FTAが急がれようとしているのか。実は、話の本質は単純なのである。

WTOによる貿易自由化というのは、例えば、日本がタイにコメ関税をゼロにしたら、世界のその他のすべての国に対してもコメ関税をゼロにしなくてはならないという「無差別原則」の上に成り立っている。これは、FTAによる世界のブロック化が第二次世界大戦を招いた反省から生まれた知恵である。これに対して、例えば、日タイFTAで日タイ間のみでコメ関税をゼロにし、その他の国々を差別するFTAは、WTOの無差別原則に真っ向から反する。いわば、FTAには仲間はずれをつくる「悪い」グループ形成のような側面がある。ひとたび、差別的なFTAが、あちこちで生まれてしまうと、どうなるか。不利にならないようにするには、悪かろうが良かろうが、仲間に入れてもらうしかなくなってくる。

例えば、韓米FTAができたなら、韓国車はゼロ関税で対米輸出できるので日本車が不利になるから、早く日本も仲間に入れてくれ、ということになる。これが、「国益」として、前面に出てくる。そして、それを実現するのに「抵抗勢力」となる日本の産業＝農業は、様々な形で攻撃される。つまり、この一連のロジックの流れは、日本の一部の輸出産業の利害に基づいている。

日本の経済政策運営に大きな影響力を持つ経済財政諮問会議等の動向をみても、規制緩和さえすればすべてがうまくいくかのような主張が大きくなっている。世界的には、市場原理に盲目的に頼らずに、富の公平な分配（Equitable distribution of wealth）の問題や環境負荷等に配慮した、より総合的な判断基準と政策枠組みが必要だという見方が強まりつつある中で、これはやや時代錯誤的ともいえる。

国内的には、医療と農業が、規制緩和を推進する人々の現在の「標的」となっており、

医療の崩壊現象も日本社会に重大な問題を提起し始めている。医療と農業には、人々の健康と生命に直結する公益性の高さに共通性があり、そうした財・サービスの供給が滞るリスクがないがしろにされつつある。農業が衰退し、医師もいなくなれば、地域社会は崩壊するが、要するに、無理をしてそのような所に住まずに、みんな都市部に集まれば、それこそ効率はいい、というのが規制緩和を重視する人々の主張である。

確かに、一般的に規制緩和による競争の促進によって、産業の効率化と競争力の強化が図られる側面は認識しなければならない。また、WTOによる多国間の貿易自由化にしる2国間ないし数カ国間のFTAにしる、我が国の経済発展にとって、国際貿易の促進が果たす役割が大きいことも認識しなければならない。

しかしながら、貿易自由化を含めて、規制緩和さえすれば、すべてがうまくいくというのは幻想である。土地賦存条件に大きく依存する食料生産には、努力だけでは埋められない格差が残る。例えば、日本の農家一戸当たり耕地面積が1.8haなのに対して、オーストラリア西部の穀倉地帯で筆者が訪ねた農家は、5,800haの麦と豆類の輪作を2.5人程度の労働力で経営していたが、それでも地域の平均より少し大きい程度だというのである。この現実を無視した議論は理解に苦しむ。このような努力で埋められない格差を考慮せずに、規制緩和すれば、競争力が備わり、自給率が高まるという論理で貿易自由化を進めれば、日本の食料生産は競争力が備わる前に壊滅的な打撃を受け、自給率は限りなくゼロに近づいていくであろう。

3. 食料自給率とナショナル・セキュリティー日本への食料優先供給論の誤り

日豪EPAで、仮に例外なしの関税撤廃が行われた場合には、すでに39%しかない我が国のカロリーベースの食料自給率が30%程度までくらいに下がるとの試算もあり、農産物貿易自由化の工程表を示すべしとする経済財政諮問会議のワーキング・グループ会合では、世界に対する全面的な国境措置の撤廃により自給率は12%になるとの試算が農林水産省から提出され、現在進行中の議論の事の重大性が改めてクローズアップされた。日豪EPAの次は、日米、日EUが控えているのであるから、事態は深刻である。うっかりしていると、我が国の食料自給率は、もはや独立国家としての国家安全保障（ナショナル・セキュリティ）を維持できない水準にもなりかねない。国民はこれを許容できるであろうか。

かたや、米国では、100%大きく上回る十分な自給率を維持しているから、対外交渉で自給率低下の懸念を主張しないだけで、実は食料自給率と国家安全保障の関係を非常に重視していることは間違いない。このことを最もよく示すブッシュ大統領の日本を皮肉るかのような演説を紹介すると、「食料自給は国家安全保障の問題であり、それが常に保証されているアメリカは有り難い」(It's a national security interest to be self-sufficient in food. It's a luxury that you've always taken for granted here in this country.)、「食料自給できない国を想

像できるか、それは国際的圧力と危険にさらされている国だ」(Can you imagine a country that was unable to grow enough food to feed the people? It would be a nation that would be subject to international pressure. It would be a nation at risk.) といった具合である。

特に、欧米で我が国のコメに匹敵する基礎食料の供給部門といわれる酪農については、「欧米で酪農への保護が手厚い第一の理由は、ナショナル・セキュリティ、つまり、牛乳を海外に依存したくないということだ。」(コーネル大学K教授)、「生乳の腐敗性と消費者への秩序ある販売の必要性から、米国政府は酪農を、ほとんど電気やガスのような公益事業として扱ってきており、外国によってその秩序が崩されるのを望まない。」(フロリダ大学K教授) といった見解にも示されているように、国民、特に若年層に不可欠な牛乳の供給が不足することは国家として許さない姿勢がみられる。我が国のように牛乳・乳製品の自給率が70%に満たなかったら、欧米では社会不安が生じるであろう。

欧米の乳製品輸出国は、酪農における国際競争力はオーストラリアとニュージーランドが突出しており、他の先進国は、国民に不可欠な牛乳・乳製品の国内生産を確保するには、オセアニアからの輸入に対する防波堤(保護措置)が欠かせない。そこで、欧米の政府は、まず乳製品に対する高関税を維持し、国内消費量の5%程度のミニマム・アクセスに輸入量を押さえ込んだ上で(しかも、ミニマム・アクセスは、本来、低関税の輸入機会の提供であって最低輸入義務ではないから、枠が結果的に未消化になっている場合が多い)、国内では政府買取価格を設定し、余剰乳製品を政府が受け入れ、乳価を下支えしている。そして、過剰乳製品は援助(=見方を変えれば全額補助、輸出価格ゼロの究極の輸出補助金)や輸出補助金で海外市場で処分されることになる。海外からの輸入を閉め出しておいて、価格支持により生じた余剰は補助金でダンピング輸出するのである。こうして本来なら輸入国のはずの国が輸出国になっているのである。競争力があるから輸出しているのではないのである。

酪農だけでなく、先述の米国の穀物(コメ、麦、とうもろこし、大豆等)や綿花も同様で、手厚い国産振興策が国内需要をはるかに上回る生産を生み出し、そのハケ口が実質的な輸出補助金で用意され、結果的に100%を超える自給率が達成される構造を見落としてはならない。換言すれば、我が国の自給率の低さは保護水準の低さの証であり、欧米諸国の自給率・輸出力の高さは、手厚い保護の証ともいえるのである。

さらには、米国をはじめ各国が、エネルギー自給率の向上がナショナル・セキュリティに不可欠だとの認識を強めているという現実は、「いわんや食料自給率においてをや」(まして食料自給率については言うまでもない)といえるであろう。我が国は、エネルギー自給率、食料自給率の両面で、すでに各国に大きく離された低水準にあることを、改めて認識する必要があるだろう。

しかし、仮にそれでも大丈夫だというのが、規制緩和を支持する方々の次なる主張であ

る。自由貿易協定で仲良くなれば、日本で食料を生産しなくても、オーストラリアが日本人の食料を守ってくれる、あるいは、アジア全体での食料安全保障を進めれば、日本でコメを作らなくても中国で作ればよい、というのである。これは甘すぎる。食料の輸出規制条項を削除したとしても、食料は自国を優先するのが当然であるから、不測の事態における日本への優先的な供給約束の実効性はないに等しい。すでに、最近の世界の穀物需給の逼迫を受けて、インド、ロシア、アルゼンチン、ベトナム等の主要な穀物輸出国が、自国の食料確保のために、コメや小麦の輸出規制（輸出税の引上げ等）を相次いで導入する動きが出ていることは注視すべきである。EUも、あれだけの域内統合を進めながらも、まず各国での一定の自給率の維持を重視している点を見逃してはならない。

4. 国土環境と国民の健康－農業は環境にマイナスか

さらには、食料自給率の低下に伴い、食料の確保だけではなく、様々な社会的な損失が生じる可能性も考慮しなければならない。

ここでは、窒素過剰の問題を取り上げる。極端な事態を想定してみるとわかりやすい。仮に、食料貿易の自由化が徹底されて日本から農地が消え、すべての食料が海外から運ばれてくるとしよう。この場合、農地の一部は原野に戻るが、農業を離れた人々が他産業で働くために多くの農地が他産業に転用され、日本は製造業とサービス業の国になる。すると、海外から食料として入ってくる窒素と、国内の産業活動から排出される窒素量が増え、その窒素を最終的に受け入れていた農地や自然環境は減少しているため、日本の窒素需給は大幅な供給超過になる。

すでに、日本の農地が適正に循環できる窒素の限界は123万トンなのに、その2倍近い234万トンの食料由来の窒素が環境に排出されている。そのうち80万トンが畜産からであり（飼料の80%は輸入に頼っているから、1.2億人の人間の尿尿からの約64万トンの窒素と同じくらいの窒素が輸入の家畜飼料かもたらされていることになる）、一番の主役である（表5、図5）。

過剰な窒素は、大気中に排出されて酸性雨や地球温暖化の原因となるほか、硝酸態窒素の形で地下水に蓄積されるか、野菜や牧草に過剰に吸い上げられる。水については、欧米並みの10mg/lという基準値が1999年に導入されたが、2005年段階で、全国の井戸の約7%が基準値を超えている。また、日本の野菜には基準値がないが、平均値で、ほうれんそう3,560ppm、サラダ菜5,360ppm、春菊4,410ppm、ターツァイ5,670ppm等の硝酸態窒素濃度の野菜が流通しており、EUが流通を禁じる基準値として設定している約2,500ppmを超えている。

硝酸態窒素の多い水や野菜は、幼児の酸欠症や消化器系ガンの発症リスクの高まりといった形で人間の健康に深刻な影響を及ぼす可能性が指摘されている。糖尿病、アトピーと

の因果関係も疑われている。乳児の酸欠症は、欧米では、30年以上前からブルーベビー事件として大問題になった。我が国では、ほうれんそうの生の裏ごし等を離乳食として与える時期が遅いから心配ないとされてきたが、実は、日本でも、死亡事故には至らなかったが、硝酸態窒素濃度の高い井戸水を沸かして溶いた粉ミルクで乳児が重度の酸欠症状に陥った例が報告されている（小児科臨床 1996）。乳児の突然死の何割かは、実はこれではなかったかとも疑われ始めている。また、硝酸態窒素が過剰な牧草により乳牛が酸欠症（ポックリ病）で死亡する事故は、年平均 100 頭程度という統計もある。

世界保健機関（WHO）に基づく窒素の一日許容摂取量（ADI）に対する日本人の実際の摂取比率は、幼児では 2.2 倍、小中学生で 6 割超過、成人で 33%超過というように、かなりの窒素摂取過多傾向が明らかになっている（表 6）。

窒素は、ひとたび水に入り込むと、取り除くのは莫大なお金をかけても技術的に困難だという点が大きな問題なのである。下水道処理というのは、猛毒のアンモニアを硝酸態窒素に変換し、その大半は環境に放出されており、けっして硝酸態窒素を取り除いているわけではないのである。

このような数値を直視すると、我が国の窒素需給を改善し、健全な国土環境を取り戻し、国民の健康を維持するには、

- ① 輸入食料への依存をこれ以上高めない努力、
- ② 現在、環境に廃棄されている未利用資源（家畜糞尿、食品加工残さ、生ゴミ、作物残さ、草資源等）を肥料や飼料や燃料として利用する割合を高め、循環型農業を推進することにより、輸入飼料や化学肥料を減らすこと、

が不可欠といえよう。それは狭義の効率性に基づく増産一辺倒路線を考え直すことにもなり、海外の飼料価格高騰にも影響されない経営を確立していくことにもつながる。

窒素過剰の改善のためには、農業が環境を汚しているのだから、食料を輸入して、日本に農業はいらないという論理ではなくて、食料・飼料を輸入に過度に依存せずに、農業が自国で資源循環的に営まれることこそが、日本の窒素需給を改善するという方向で国民に説明できるようにしなければならない。いまこそ農業経営が環境や資源循環に果たす役割の自覚を強め、環境にも家畜にも人にも優しい経営を追求する契機とすべきである。農の営みは、健全な国土環境と国民の健康を守るという大きなミッション（社会的使命）を有していることを改めて再認識する必要がある。

5. 狭義の経済効率を超えた総合的判断基準の必要性

前節の事例からもわかるように、食料貿易の自由化は、一部の輸出産業の短期的利益や安い食料で消費者が得る利益（狭義の経済効率）だけで判断するのではなく、土地賦存条件の格差は埋められないという認識を踏まえ、極端な食料自給率の低下による国家安全保

障の問題、地域社会の崩壊、窒素過剰による国土環境や人々の健康への悪影響等、長期的に失うものの大きさを総合的に勘案して、持続可能な将来の日本国の姿を構想しつつ、バランスのとれた適切な水準を見出すべき問題である。

規制緩和を強く主張する人々が、貿易自由化に絶対の信頼を置く根拠は何なのか。そして、彼らが見落としている要素は具体的に何なのか。表7は、このことを端的に問いかけている。日本、韓国、中国、米国の4カ国でコメのみの市場を考えた極めてシンプルな例示的なモデルによる試算であるが、畜産についても同様の試算が可能である。WTOによるコメ貿易自由化により、生産者の損失と政府収入の減少の合計は1.1兆円にのぼるが、消費者の利益が2.1兆円にのぼるため、日本トータルでは、1兆円の「純利益」があるというのが、狭義の（外部効果を考慮しない）経済指標の変化で、これが、経済財政諮問会議等の自由化推進の一つの根拠である。

しかしながら、同時に、表7は、わずか数%というようなコメ自給率の大幅な低下によるナショナル・セキュリティの不安、水田の減少による窒素過剰率の1.9倍から2.7倍への大幅増加による環境負荷・健康リスク（乳児の酸欠症、消化器系がん、糖尿病、アトピー等）の増大、バーチャル・ウォーターの22倍の増加（水の豊富な日本で大量の水を節約し、すでに水不足の深刻な輸出国の環境負荷を高めるといった国際的な水収支の非効率を生む）やフード・マイレージの10倍の増加による環境負荷の大幅増大（コメの輸送によるCO₂排出が10倍になる）といったマイナス面も多くなることを数値で示している。

日本についてのバーチャル・ウォーターとは、輸入されたコメを仮に日本で作ったとしたら、どれだけの水が必要かという仮想的な水必要量の試算である。

フード・マイレージとは、輸入相手国別の食料輸入量に、当該国から輸入国までの輸送距離を乗じ、その国別の数値を累計して求められるもので、単位はt・km（トン・キロメートル）で表され、遠距離輸送に伴う消費エネルギー量増加による環境負荷増大の指標となる。

これらの問題がすべてではなく、農業と環境保全とのつながりはもっと多岐にわたっている。例えば、北イタリアの水田地帯では、水田の持つ水質浄化機能、生物多様性の維持、洪水防止機能のそれぞれを評価し、米価には反映されていない便益へ市民が払うべき対価として、それらを根拠にした直接支払いを稲作農家に対して行っている。日本も、ヨーロッパには定着しつつある、こういう価値観を大事にできる国になってほしいものである。いくら経済的に豊かになっても、田園も牧場もない殺伐とした社会で、人は健全に暮らすことはできないだろう。つまり、農の営みというのは、健全な国土環境と国民の心身を守り育むという、大きな社会的使命を担っているのである。

生物多様性についても、我々が具体的に試算することは可能である。例えば、表7において、宇根豊氏の「農と自然の研究所」等の「田んぼの生き物調査」のデータを活用して、

稲作の崩壊により、オタマジヤクシは384.1億匹、カブトエビは43.9億匹、秋アカネが3.6億匹が死滅する可能性が試算できる。

食料自給率の低下、及びそれに付随するこれらの外部効果指標は、表7のような技術指標としての数値化は可能だが、それを簡単に金額換算して、狭義の経済性指標の純利益の1兆円と、単純に比較できるものではない。しかし、だからといって、狭義の1兆円の利益よりも軽視されていいというものではない。社会全体で十分に議論し、様々な人々の価値判断も考慮し、適切なウエイトを用いて、総合的な判断を行うべきものであろう。

また、これらはいずれも、現行の WTO ルールには反映されていない指標である。現行の WTO では、狭義の経済性指標のみに基づき、継続的に一律的な関税削減を行う道筋になっており、このままでは、仮に、その速度を緩めることができて、やがて関税がゼロになる流れの途上にあることを重く受け止めなくてはならない。一律的な保護削減ルールの適用は、資源賦存条件の不利な地域の農業が壊滅することを容認するものである。それは、米国やオーストラリアといった人口密度の低い大規模畑作地帯に有利な一方、アジアのように人口密度が高く一戸当たり耕地面積が零細な稲作地帯の農業の存続を困難にし、食料自給率の低下を招いていくであろう。

ナショナル・セキュリティの問題を含め、各国の多様な農業が存続する価値を再認識し、多面的な指標に基づいて、世界的な食料貿易自由化や農業保護削減の無制限な推進を今一度再検討し、総合的な判断基準を導入することを、アジア諸国が連携を強化して世界に働きかけていく努力をあきらめてはならない。

WTOにしる、FTAにしる、貿易自由化は、一部の輸出産業の短期的利益や安い食料と引き替えに、国土や地域社会の荒廃、国家安全保障や人々の健康のリスク等、長期的に失うものも大きい。一部の人々の短期的な利益のために、拙速な流れを許せば、日本の将来に取り返しのつかない禍根を残すことになりかねない。いまこそ、国民的な議論を尽くすべきときである。

農業サイドは、農産物貿易の自由化によって、農業や農村や農業関連業者が大きな損失を受けることを訴えがちであるが、それだけでは消費者、国民には、農業関係者のエゴとしか映らない。また、「農業の多面的機能」といっても、漠然としていれば、「言い訳」に聞こえてしまう。可能なかぎりの具体的な指標を基に、消費者と生産者が「安さ」と引き替えに失うものの大きさを一緒に考える場をもっとつくるべきである。

6. 国際化の波に我が国の農業は立ち向かえるか

さらなる農産物貿易自由化の拙速な流れを許さないよう尽力する一方で、最悪のケースを想定した準備も必要である。

(1) WTO 合意の影響

WTO のドーハ・ラウンド交渉は、政治的には、米国の大統領選挙もあり、そう簡単には進まない可能性が高いといわれてはいるが、事務的には、合意案の三度の改訂が行われ、数値の収斂は着々と進められていることを忘れてはならない。重要品目の数が絞られてきていることは先述のとおりで、2008年2月に出された最新の議長案でも、重要品目の割合は、最大で全品目の6%で、我が国の基幹作物をカバーするには約130品目（全体1,300品目の10%）が必要なことからすると、非常に厳しい水準である。（ただし、関税分類の仕方で品目数で不利になる場合は8%という是正措置があり、日本は適用できる可能性がある。）

なお、重要品目になっても、代償措置があることは忘れてはならない。現行案では、コメについては、関税削減を一般品目の1/3にすれば、関税率は500%で、その代わり、54万トン程度のミニマム・アクセス輸入量を追加しないとならない。関税削減を一般品目の2/3にすれば、関税率は250%で、27万トン程度のミニマム・アクセス輸入量を追加しないとならない。

一方、先述のとおり、2013年までに撤廃が約束されている輸出補助金は氷山の一角で、実質的に温存される輸出補助金が多い。その筆頭格の米国の「復活不足払い」制度は、国内補助金の削減の強化という面から各国の攻撃を受けてはいるが、十分な削減が行われそうにはない。しかも、まだ俎上に十分上がってないものは、米国の酪農制度、オーストラリアの小麦輸出、多くの砂糖輸出国のダンピング型ないし国内補助金型の隠れた輸出補助金等、枚挙にいとまがない。「輸出補助金が野放しである以上関税削減は受け入れられない」という主張の正当性は忘れるべきではなかろう。

また、上限関税は言及されていないものの、100%を超える関税が品目数の4%を超える国への追加的代償措置を提案している。我が国の農産物関税構造は、1割の高関税品目と9割の極めて低関税の品目という特質を持っており、100%を超える関税が品目数の4%を超えるかどうかだけでは、9割の品目を極めて低関税にしている結果、食料の海外依存度が61%という他に例のない市場開放度を実現しているという事実が適切に評価されていない。重要品目の数の議論についても同様であり、基幹作物以外の低関税による市場開放度の高さを反映できる方式が求められる。

現時点の合意案には盛り込まれていないが、非農産品のほうでは上限関税が議論されているため、それとの絡みで、上限関税の議論が浮上する可能性は否定できない。最悪のケースは、米国提案の75%の上限関税が導入され、重要品目にも適用された場合である。上限関税については、日本（G10）が導入拒否、EUが100%、米国が75%（重要品目にも適用）、ブラジルが100%（重要品目にも適用）という具合で、特にEUが、早くから予想外に低い水準を提示したため、ひとたび議論が具体化すれば、75～100%というかなり低い水

準で、我が国のコメにも適用されるような形で決着しかねないことに注意が必要である。

この場合、まず、コメについては、我が国のコメ政策体系が維持できなくなることを意味する。表 8 は一つの試算例である。この試算では、日本の主たる輸入先を中国と見込んでいる。中国の現地米価を現在 36.2 円/kg とし、関税が 75% になると国際需給が逼迫して 41.72 円まで上昇する。これに、日本までの輸送費 6.36 円/kg を足すと 48.08 円/kg、これに対する 75% 関税 36.06 円を足すと、84.13 円/kg、これを 1 俵 60kg 換算すると約 5,050 円となる。品質差ないし日本の消費者が評価する「国産プレミアム」を無視した場合、この米価と競争してコメ生産を継続できる稲作農家は、飯米農家以外には考えられない。この試算では、飯米農家の生産量が比較的大きく見込まれた形で、補填が何もなければ、コメ自給率は 5 割程度に落ち込むとしている（表 8 の右から 5 列目）。

仮に 3ha 以上の経営規模の農家のみで 1 俵 12,000 円と市場米価との差額を伸縮的に不足払いする直接支払いを導入した場合でも、3ha 以上の農家の生産量シェアは 3 割にすぎないので、それを下回る農家で飯米農家よりは規模の大きい中間層（特に 2~3ha）の打撃が大きく、コメ自給率は 7 割を切る可能性がある（表 8 の右から 4 列目）。

では、集落営農等による取り込みで全生産量がこの補填の対象にできたとしたら、こんどは、補填額が 1.3 兆円に達し、財源がもたない（表 8 の右から 2 列目）。

次に、酪農を例にすれば、生乳換算で 40 円程度の乳製品と競争する必要が生じ、我が国の加工原料乳価が 40 円まで下がる可能性がある。これに、現行の補給金（ゲタ）が約 10 円乗っても 50 円、さらに輸送費見合いの 18 円程度を足すと都府県の飲用乳価になるという構造が維持されるとしたら、飲用乳価は 68 円程度になるということである。つまり、60（加工原料乳価）+10（ゲタ）+18（輸送費）=88（飲用乳価）の代わりに、40（加工原料乳価）+10（ゲタ）+18（輸送費）=68（飲用乳価）ということである（表 9）。

(2) 日豪 EPA 等の影響

オーストラリアとの EPA の場合、重要品目の輸出が日豪間の農産物貿易に占める割合が極めて大きい（牛肉、ナチュラル・チーズ、麦、砂糖、コメだけで、オーストラリアからの輸入の 5 割を超える、表 10）ため、それらを含めないと貿易量ベースの農林水産物のカバー率が 5 割を切ってしまうため、従来のような重要品目の例外扱いという柔軟な対応の余地が極めて少ないのが交渉の厳しさを物語る。

日豪 EPA で主要な重要品目が仮にもゼロ関税になった場合は、我が国農業に甚大な影響が及ぶ可能性が高い。圧倒的な価格差と高品質との競争で、国産麦、砂糖はほぼ消滅、生乳生産も、20~30 円の乳価水準との競争になる加工向けは実質的に消滅し、飲用向け対応の 500 万トン弱に減少し（44%減）、製糖や乳業を含めた地域経済全体の損失は農産物の損失額の 2~3 倍に達しかねない。コメも、オーストラリアの生産量は干ばつ等で落ち込ん

でいるものの、一俵 4,000 円弱のオーストラリア産米との競争を迫られ、牛肉も 38.5%の関税分の 170 円程度、乳雄や和牛の一部が連動して下がり、農林水産省は、国産乳雄生産のほとんどと和牛生産の 1/3 程度が消滅（56%減）すると見込んでいる（表 11）。関税や調整金収入も消滅する下で、直接支払いによる補填をしようとしても財源的にパンクする。オーストラリアに門戸を開けば、米・加・EU・タイ等の競合国も黙ってはいない。

酪農については、加工向けは北海道が担っているから、北海道の酪農の打撃は、乳業工場や地域経済への影響も合わせると約 9,000 億円と試算されている（表 12）。しかし、そういう事態になる前に、北海道の生乳が大量に都府県の飲用向けに回されるであろうことを想定すれば、この損失額のかなりの部分は、実際には北海道でなく、都府県で生じることにも留意しなければならない。

さらに、酪農については、飲用乳市場も安泰とはいえない。近隣の中国では、生乳の農家受取価格は 20 円程度で、近年、一年に 400 万トン、日本の北海道の生産量分ぐらいが増加するという、驚異的な増産が続いており、近い将来輸出余力を持つ可能性がある。そうすると、衛生水準がクリアされれば、生乳（未処理乳）は、21.3%の関税さえ払えば、いまでも輸入可能なのである。こうなると、輸送費を足しても 30 円強の飲用乳価と競争できるかという話になる。

さらに加えて、オーストラリアに関税撤廃を行うことは、他の競合国にも同様の措置を迫られることになるので、世界全体に対して関税撤廃していく道筋に乗ることを意味する。全世界に対する自由化の場合には、コメについては 90%、酪農については、中国・韓国からの飲用乳の流入も含めて 88%、牛肉も 79%の国内生産が消失すると農林水産省は試算している。

以上のような競争が、仮にも現実になった場合、日本農業がいくら規模拡大してコストダウンしても、どんなメガファームであっても、コスト競争では勝てる見通しはない。規制緩和さえしてくれれば、自分たちだけは従来路線の延長で生き残れると考えている大規模経営の経営者がいるとすれば、それは誤解していると思われる。

もちろん、日本の土地賦存条件下で、国民に対して可能な限り低コストで食料を供給する努力は最大限行うべきではあるが、我々が目指すべきは、環境にも動物にも人にも優しい地域資源循環型の農業に徹して、消費者に自然・安全・本物の農産物を届けるという食にかかわる人間の基本的な使命に立ち返ることである。それによって、まず、地域の、そして日本の消費者ともっと密接に結びつくことが第一であろう。そのことが、仮に国際化による安い価格との競争の時代となっても、国産農産物を差別化して生き残る道を提供し、アジアに販路を見出すことにもつながる。

大規模化や経済効率の追求を否定するつもりはまったくないが、それが、環境にも動物にも人にも優しく、消費者に自然・安全・本物の農産物を届けるという本来の使命を果た

しつと進められなければ、これからは生き残れないであろう、つまり、本当の意味での経済効率を追求したことにはならない、ということである。

EUの事情は、差別化の可能性を検討する意味でも参考になる。例えば、イギリス酪農とイタリア（特に南部）の酪農には大きな生産性格差があるが、EUの市場統合にもかかわらず、各国の多様な酪農は生き残っている。ナポリの牛乳はリットル約200円で日本と変わらない。これは、イタリアのスローフード運動に象徴されるように、少々高くても、地元の味を誇りにし、消費者と生産者が一体となって、自分たちの地元の食文化を守る機運が生まれているからである。こういう関係を生み出さなくてはならない。例えば、我が国でも、6頭程度の少頭数で、濃厚飼料は使わず、13産（15歳）まで天寿を全うするよう育て、牛との生活を楽しめ、生乳はすべて自家で加工し、低温殺菌乳の宅配、ホテルとの契約、チーズ（7種類）とヨーグルト、お菓子の売店とネット販売で生計を立てている酪農家もある。

一部の人々の短期的な利益のために、さらなる農産物貿易自由化の拙速な流れを許さないよう尽力する一方で、ある程度の貿易自由化の流れも想定して、その影響を緩和するために、国産農産物への消費者の支持と信頼を強固にする取り組みを一層強化する必要がある。それには、薄っぺらな小手先の戦略ではなく、根本的なところで、生命の維持に不可欠な食料を最良の形で消費者に届けるというミッション(社会的使命)に関係者が誠意を持って取り組む姿勢が求められている。

7. バランスのとれた現実的な政策論議の必要性

農産物貿易自由化をめぐる政策については、財界と農業界のエゴと利害がぶつかり合い、極論が戦わされるのでは、何も解決しない。関税を完全に撤廃するのも非現実的だが、関税をまったく下げないというのも無理がある。

関税は撤廃しても、直接支払いで補填すればよく、そのほうが経済厚生のコストが小さいから、そうすべきだとの見解もあるが、コメの75%関税でも1兆円を超える財源が必要との試算からもわかるように、ゼロ関税では、概算でも直接支払いに必要な費用は毎年数兆円規模になる可能性が高く、そのような財源を現状の日本の財政事情が許すとは思えないし、また、国民にも負担感が大きすぎるであろうから、これもまた空論に近い。

直接支払いに活用できる財政負担の限度額を考慮して、実現可能な関税削減の限度を見出すというのが現実的な議論といえよう。その一つの例が、農業を含めた日韓中FTAを可能にするための東アジア共通農業政策に関する試算として、鈴木(2006.3)で示されている。それは、日韓中3国のコメに限定した試算ではあるが、次のようなシステムの実現可能性を提示している(表13)。

すなわち、日韓中のGDP比(70:22:8)に応じた直接支払いによって農家手取米価を日本200円/kg、韓国150円/kgに補填し、日本の財政負担を4,000億円に抑えるには、コメ

の関税率は 186%までは引き下げられる。このとき、コメ自給率は大幅に低下することなく、環境負荷も大きく増大することなく、韓国・中国の負担額も大きくはなく、中国は輸出増による利益を得られる。仮に、関税をゼロに設定すると、日本と韓国への必要補填額はそれぞれ 1.3 兆円、6,600 億円、日韓中の負担額はそれぞれ 1.4 兆円、4,200 億円、1,600 億円となり、各国、とりわけ日本の負担額が大きすぎて現実的ではないのである。

このようなモデルに基づいて様々に条件を変更した試算を行えば、数値化された総合的な指標に基づいてバランスのとれた現実的な東アジア共通農業政策の具体像を提案していくことが可能となる。

重要な点は、このフレームワークは、関税を削減できないと主張するためのものではなく、様々な要素を総合的に考慮し、現状で、ぎりぎりどこまで関税削減が可能かを示し、合意可能点を探るという極めて現実的なアプローチだということである。これは、米国やオーストラリアといった人口密度の低い大規模畑作地帯に有利な一方、アジアのように人口密度が高く一戸当たり耕地面積が零細な稲作地帯の農業の存続を困難にしていく現在の WTO ルールのように狭義の経済厚生のみを依拠しない、総合的な判断基準を世界に示す意味でも重要である。

様々な局面において、利害のぶつかり合いによる極論の応酬ではなく、国民全体の利益を勘案した総合的な視点と可能な限りの具体的な指標に依拠して、バランスのとれた現実的な着地点を見出す努力が求められている。

参考文献

安達英彦・鈴木宣弘「「国産プレミアム」を導入した農産物内外価格差問題の再検討」『九州大学大学院農学研究院学芸雑誌』第60巻2号、2005年10月、pp.253-274。

木下順子・鈴木宣弘「輸出国家貿易による「隠れた」輸出補助金効果について－その経済学的解釈と数量化手法の提案－」、『農林水産政策研究所レビュー』No.3、2002年、pp.18-27。

中田哲也「食料の総輸入量・距離（フード・マイレージ）とその環境に及ぼす負荷に関する考察」『農林水産政策研究』第5号、2003年12月、pp.45-59。

織田健次郎「わが国の食料供給システムにおける 1980 年代以降の窒素収支の変遷」農業環境技術研究所『農業環境研究成果情報』、第 20 集 2004 年。

Oki, T., M. Sato, A. Kawamura, M. Miyake, S. Kanae, and K. Musiake, “Virtual water trade to Japan and in the world”, *Virtual Water Trade*, Edited by A.Y. Hoekstra, Proceedings of the International Expert Meeting on Virtual Water Trade, Delft, The Netherlands, 12-13 December 2002, Value of Water Research Report Series No.12, February 2003, pp.221-235.

生源寺眞一『現代日本の農政改革』東京大学出版会、2006年3月。

鈴木宣弘「WTO・FTAの潮流と農業－新たな構図を展望－」『農業経済研究』第79巻2号、

2007年9月、pp.49-64。

鈴木宣弘『農のミッションーWTOを超えて』全国農業会議所、2006年11月。

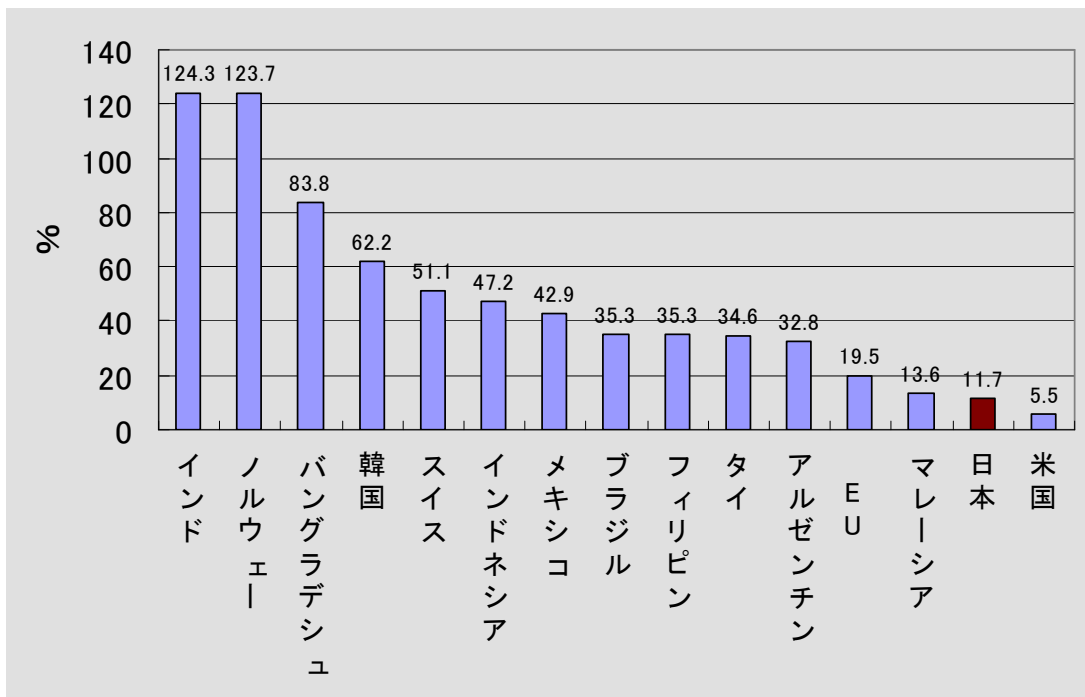
鈴木宣弘「東アジア共通農業政策構築の可能性ー自給率・関税率・財政負担・環境負荷ー」

『農林業問題研究』第161号、2006年3月、pp.37-44。

鈴木宣弘『FTAと食料ー評価の論理と分析枠組』筑波書房、2005年7月。

山下一仁『国民と消費者重視の農政改革』東洋経済新報社、2004年。

図 1 主要国の農産物平均関税率－我が国の農産物関税が高いというの誤り



出所：OECD「Post-Uruguay Round Tariff Regimes」(1999)

- 注：①タリフライン毎の関税率を用いてUR実施期間終了時(2000年)の平均関税率(貿易量を加味していない単純平均)を算出。
- ②関税割当設定品目は枠外税率を適用。この場合、従量税については、各国がWTOに報告している1996年における各品目の輸入価格を用いて、従価税に換算。
- ③日本のコメのように、1996年において輸入実績がない品目については、平均関税率の算出に含まれていない。

表 1 日米欧の国内保護比較－我が国農業の国内保護額が大きいというの誤り

	削減対象の国内保護総額	農業生産額に対する割合
日本	6,418 億円	7%
米国	17,516 億円	7%
EU	40,428 億円	12%

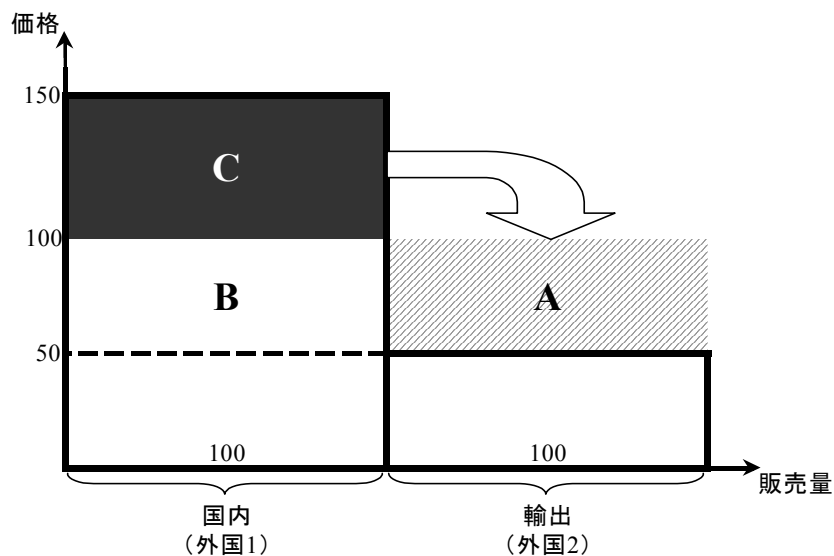
資料：農林水産省ホームページ。

表 2 米, 乳製品を除外した日本の PSE 構成 (2003 年)

— 食料品の内外価格差が保護の結果というの誤り

	金額 (10 億円)	構成比 (%)
PSE 総額	2,252	100.0
MPS (市場価格支持)	2,160	95.9
- 関税部分	1,266	56.2
- 国産プレミアム部分	893	39.7
財政支出	93	4.1
農業総生産額	6,082	100.0
計算対象品目の生産額	3,072	50.5

資料: 安達・鈴木 (2006)



- A = 撤廃対象の「通常の」輸出補助金 (政府=納税者負担)
 - A+B = 米国の穀物、大豆、綿花 (全販売への直接支払い)
 - B+C = EUの砂糖 (国内販売のみへの直接支払い)
 - C = カナダの乳製品、豪州の小麦、NZの乳製品等
(国内販売または一部輸出の価格つり上げ、消費者負担)
- いずれも輸出補助金相当額 (ESE) = 5,000。

図2 様々な輸出補助金の形態と輸出補助金相当額(ESE)

資料: 鈴木宣弘作成。

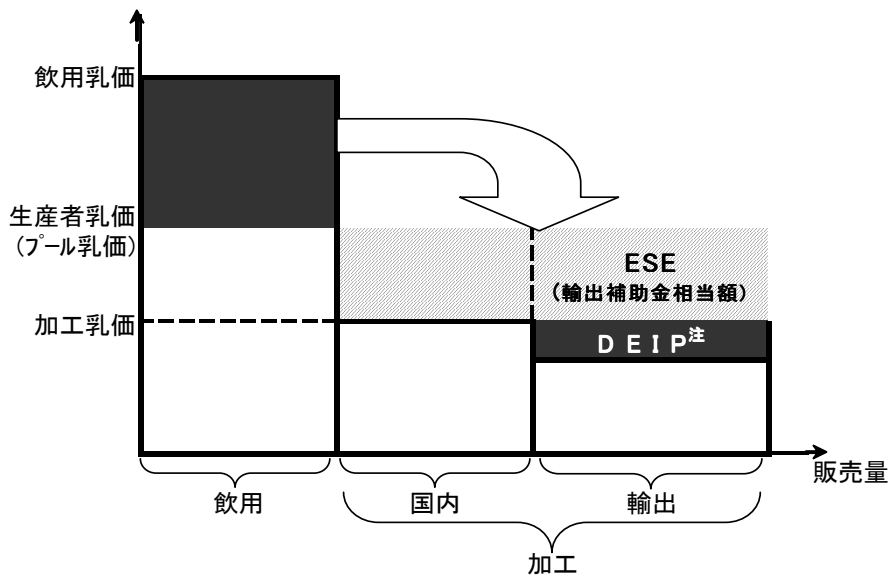
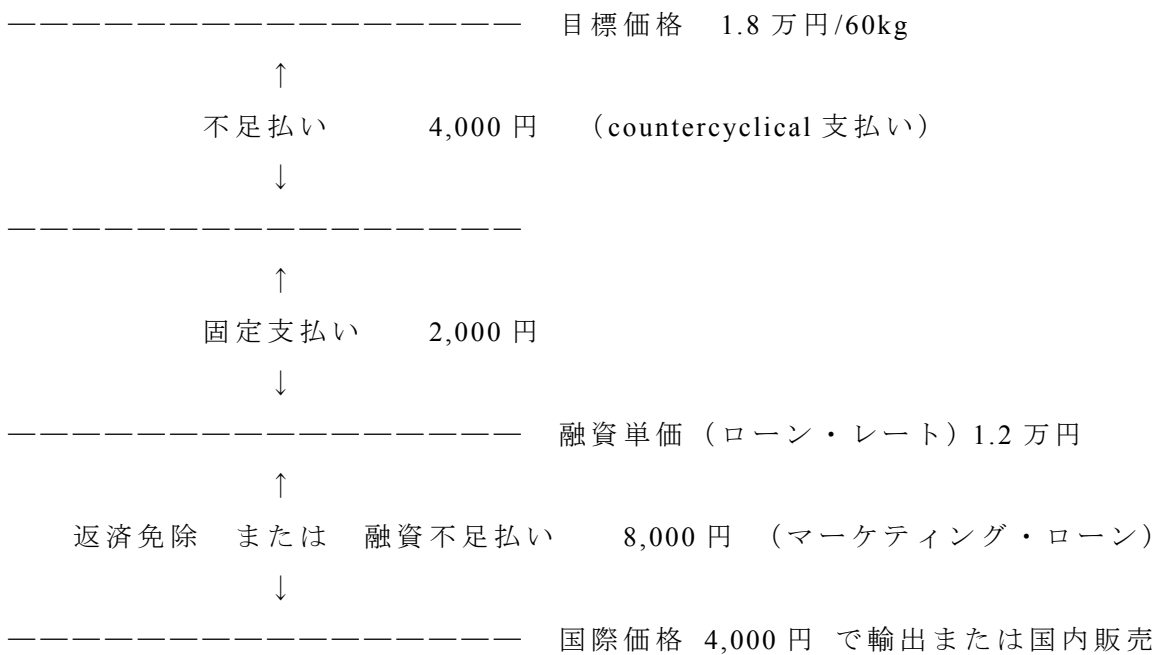


図3 米国酪農の消費者負担型輸出補助金

資料: 鈴木宣弘作成。

(注) DEIPと表示された矩形部分は、乳製品輸出奨励計画 (Dairy Export Incentive Program) による支払い。削減対象の「通常の」輸出補助金である。

図4 米国の穀物等の実質的輸出補助金 (日本のコメ価格で例示)



資料: 鈴木宣弘・高武孝充作成。

表 3 白糖市場価格(米ドル/トン)

主要輸出国	国内価格	輸出価格	直接支払
豪州 (粗糖)	168	168	320
豪州 (白糖)	331	n.a.	320
コロンビア (白糖)	408	183	
コロンビア (精製糖)	457	230	
コスタリカ	573	178	
エルサルバドル	527	178	
グアテマラ	446	178	
インド	279	239	737
メキシコ (白糖)	529	201	
メキシコ (精製糖)	614	227	
ニカラグア	460	178	
パキスタン	286	236	TCP ^注 補助金
フィリピン (粗糖)	278	170	
南アフリカ	375	247	
タイ (白糖)	263	242	94
タイ (精製糖)	287	244	94
トルコ	853	237	
マレーシア	354	244	
韓国	560	244	
米国	585	237	

資料：農畜産業振興機構加藤信夫氏。

原資料は、British Sugar のサイモン氏が 2005 年 8 月の ASA (米国砂糖連盟)主催のシンポジウム講演にて用いた資料。

注：TCP=Trading Corporation of Pakistan.

表 4 日タイ、日韓 EPA による各国の得失とセンシティブ品目除外効果(百万ドル)

－重要品目の除外は、域外国の損失を緩和し、日本の国益を高める可能性もある

	日タイ EPA		日韓 EPA	
	例外品目なし	重要品目除外	例外品目なし	重要品目除外
日本	373	1,034	750	1,260
タイ	2,493	1,213	-113	-105
韓国	-232	-189	2,021	1,578
中国	-334	-231	-306	-278
香港	-96	-51	-12	-7
台湾	-216	-194	-112	-106
インドネシア	-99	-75	-76	-69
マレーシア	-175	-140	-77	-76
フィリピン	-51	-47	-30	-29
シンガポール	-234	-196	-52	-53
ベトナム	-10	-17	-18	-16
オセアニア	-49	-70	-130	-119
南アジア	-50	-37	-18	-15
カナダ	-9	13	-13	-6
アメリカ	-643	-528	-588	-575
メキシコ	0	11	11	15
中南米	-27	-58	-127	-115
ヨーロッパ	-681	-446	-287	-270
その他	-116	-131	-338	-323

資料：鈴木（2005）、試算は第9章川崎稿。

注：センシティブ品目は、日タイでは米、砂糖、鶏肉。日韓では米、生乳、乳製品、豚肉。

デンプンはデータ制約により含まれていない。

表5 我が国の食料に関連する窒素需給の変遷

			1982	1997
日本のフードシステムへの窒素流入	輸入食・飼料	千トン	847	1,212
	国内生産食・飼料	千トン	633	510
	流入計	千トン	1,480	1,722
日本のフードシステムからの窒素流出	輸出	千トン	27	9
日本の環境への窒素供給	輸入食・飼料	千トン	10	33
	国内生産食・飼料	千トン	40	41
	食生活	千トン	579	643
	加工業	千トン	130	154
	畜産業	千トン	712	802
	穀類保管	千トン	3	3
	小計	千トン	1,474	1,676
	化学肥料	千トン	683	494
	作物残さ	千トン	226	209
	窒素供給計 (A)	千トン	2,383	2,379
日本農地の窒素の適正受入限界量	農地面積	千 ha	5,426	4,949
	ha当たり受入限界	kg/ha	250	250
	総受入限界量 (B)	千トン	1,356.5	1,237.3
窒素総供給/農地受入限界比率	A/B	%	175.7	192.3

資料：織田(2004)に基づき鈴木宣弘作成。

表6 世界保健機関の1日当たり許容摂取量(ADI)に対する日本人の年齢別窒素摂取量

	1～6歳 体重 15.9 kg	7～14歳 体重 37.1 kg	15～19歳 体重 56.3 kg	20～64歳 体重 58.7 kg	65歳以上 体重 53.2 kg
摂取量(mg)	129	220	239	289	253
対ADI比(%)	218.5	160.1	114.8	133.1	128.4

(注)硝酸態窒素のADI=3.7mg/日/kg体重(硝酸イオンとして)

出所:農林水産省ホームページ。

表7 コメ関税撤廃の経済厚生・自給率・環境指標への影響試算

－経済効率で測れないものの重要性－

変数		単位	現状	日韓FTA	日韓中 FTA	WTO
日本	消費者利益の変化	億円		1523.6	21080.6	21153.8
	生産者利益の変化	億円		-1402.0	-10200.4	-10201.6
	政府収入の変化	億円		-988.3	-988.3	-988.3
	総利益の変化	億円		-866.7	9891.8	9963.9
	コメ自給率	%	95.4	88.6	1.7	1.4
	バーチャル・ウォーター	立方km	1.5	3.8	33.2	33.3
	農地の窒素受入限界量	千トン	1237.3	1207.5	827.2	825.8
	環境への食料由来窒素供給量	千トン	2379.0	2366.0	2199.4	2198.8
	窒素総供給/農地受入限界比率	%	192.3	195.9	265.9	266.3
	カブトエビ	億匹	44.6	41.4	0.8	0.7
	オタマジャクシ	億匹	389.9	362.1	7.1	5.8
秋アカネ	億匹	3.7	3.4	0.1	0.1	
世界計	フード・マイレージ	ポイント	457.1	207.6	3175.9	4790.6

資料:鈴木(2007)。

注:世界をジャポニカ米の主要生産国である日本、韓国、中国、米国の4カ国からなるとし、コメのみの市場を考えた極めてシンプルな例示的なモデルによる試算。

表8 米国の上限関税案が適用された場合の日本のコメ需給への影響

変数	記号	単位	現状	補填なし (減反なし)	3ha以上補 填あり(減 反なし)	3ha以上補 填あり(減 反あり)	全階層補填 あり(減反 なし)	全階層補填 あり(減反 あり)
生産	Sj	万トン	888.9	512	676	546	956	767
主食用需要	Dj	万トン	899.5	1010	1015	1013	1019	1016
自給率	SSj	%	98.8	51	67	54	94	76
市場米価	Pj	円/60kg	16158	5048	4839	4932	4647	4776
3ha未満農家手取米価	Pjn	円/60kg	15021	3914	3705	3798	12000	12000
3ha以上農家手取米価	Pjg	円/60kg	15021	3914	12000	12000	12000	12000
岩盤用の伸縮的ゲタ単価	gfix	円/60kg	n.a	n.a	8295	8202	8487	8358
輸入(主食用)	Ij	万トン	10.6	499	338	467	63	249
輸入(その他)		万トン	77.6	0	0	0	87	0
関税率	Tj	%		75	75	75	75	75
財政負担額①+②-③	Gj	億円	4007	0	2532	4437	13018	12982
直接支払い等①	GDj	億円	865	0	3702	2939	13516	10689
生産調整経費②	SCj	億円	3142	0	0	3142	0	3142
関税収入③	TRj	億円		1799	1170	1643	498	849
農地の窒素受入限界量	Nmax	千トン	1237	1060	1137	1076	1269	1180
環境への食料由来窒素供給量	N	千トン	2379	2302	2336	2309	2394	2355
窒素総供給/農地受入限界比率	N/Nmax	%	192	217	205	215	189	200

資料: 鈴木(2006.11)。

注: 現状は2002年時点。現状の輸入は中国からの輸入のみを直接食用とみなして計上した。他のミニマム・アクセス分は外数にしている。試算結果はモデルの前提条件により大きく変わるので、数値はあくまで参考程度と考えられたい。75%の関税が適用され、何ら補填のない場合と、財政負担上限4,000億円の範囲で3ha以上のみにゲタを直接支払いする場合、さらには全階層に12,000円との差額を直接支払いする場合を比較。N/Nmaxは「窒素過剰率」そのものではないことに注意。

なお、75%の上限関税と消費量の7.5%の低関税枠拡大をセットで提案していた従来のアメリカ提案の場合、日本のコメの低関税枠は現行の二倍近い約150万トンに膨らむことになる。右から2列目の輸入欄は主食用では輸入量が150万トンを下回るの、それ以外のコメを義務的に輸入するものとした。

表 9 WTO 合意により加工原料乳価が漸次下落していく場合の影響の仮想的試算

変数 単位	生乳生産	飲用仕向	加工仕向	加工需要	輸入	手取乳価	飲用乳価	加工乳価	ナラシ単価	ナラシ支出	ゲタ単価	ゲタ支出	自給率
	t	t	t	t	t	円/kg	円/kg	円/kg	円/kg	1000円	円/kg	1000円	%
2004(観測値)	8285000	4901000	3302000	7331000	3995000	82.50	91.92	61.83			10.52	22092000	67.7
推定値 2005	8306076	4957585	3266491	7599655	4342164	82.09	91.40	59.83	1.60	5226385	10.40	21320000	66.1
2006	8263927	4968082	3213845	7888499	4683654	81.30	90.47	57.83	2.67	8570254	10.40	21320000	64.3
2007	8220508	4988600	3149908	8196374	5055466	80.02	89.00	55.83	3.20	10079706	10.40	21320000	62.3
2008	8137479	5019923	3035556	8525585	5499029	78.35	87.00	53.83	3.20	9713779	10.40	21320000	60.1
2009	8002764	5050880	2869884	8878591	6017707	76.83	85.00	51.83	3.20	9183628	10.40	21320000	57.5
2010	7827490	5081549	2663942	9258401	6603459	75.44	83.00	49.83	3.20	8524614	10.40	21320000	54.6
2011	7667830	5112009	2473821	9668537	7203717	74.04	81.00	47.83	3.20	7916226	10.40	21320000	51.9
2012	7522201	5142307	2297894	10113073	7824178	72.61	79.00	45.83	3.20	7353261	10.40	21320000	49.3
2013	7374623	5172410	2120213	10596671	8485458	71.21	77.00	43.83	3.20	6784682	10.40	21320000	46.8
2014	7225123	5191685	1951437	11125260	9182823	69.65	75.00	41.83	3.20	6244599	10.40	20294947	44.3
2015	7078756	5221623	1775133	11705706	9939573	68.03	73.00	39.83	3.20	5680425	10.40	18461382	41.8

注：加工原料乳の取引価格が毎年 2 円下落すると仮定。ゲタ＝特定乳製品向け加工原料乳への補給金。
ナラシ＝生産者と政府が 1 対 3 の比率（生産者 1 kg t 当たり 40 銭、政府 1 円 20 銭）で基金を造成し、
過去 3 年分の加工原料乳価の平均に比べて当年の加工原料乳価が下落した場合、その下落分の 80% を、
この基金から補填するという仕組み。

表 10 オーストラリアからの主な輸入農産物

主要品目	単位	2005年			
		数量	金額(千円)	金額シェア	金額シェア
輸入総計			2,706,150,567	100.0	
農林水産物計			604,752,194	22.3	100.0
農産物			473,856,474	17.5	78.4
林産物			82,983,435	3.1	13.7
水産物			47,912,285	1.8	7.9
牛肉(くず肉含む)	KG	412,493,650	199,275,223	7.4	33.0
牛の臓器・舌	KG	20,035,518	30,275,777	1.1	5.0
ナチュラル・チーズ	KG	92,801,473	29,346,746	1.1	4.9
小麦	MT	1,107,053	26,904,397	1.0	4.4
大麦(裸麦を含む)	MT	808,364	18,038,687	0.7	3.0
砂糖	MT	379,629	11,684,039	0.4	1.9
コメ	MT	17,236	1,010,936	0.0	0.2
上記7品目の計			316,535,805	11.7	52.3

出所：農林水産省ホームページ。

表 11 日豪 EPA による国内生産の減少額の推計（農林水産省等による試算）

	生産減少額	備考	追加的な補填必要額
小麦	▲1,200億円	(▲ 99%)	1,000億円(品目横断的経営安定対策の財源不足)
砂糖	▲1,300億円	(▲100%)(てん菜糖・甘しや糖計)	630億円(調整金収入の減少) 670億円(てんさい、さとうきび対策の財源不足)
乳製品	▲2,900億円	(▲ 44%)(生乳)	900億円(加工原料乳価補填)
牛肉	▲2,500億円	(▲ 56%)	300億円(肉牛経営の損失補填) 800億円(牛肉関税財源の減少)
コメその他	▲6,000億円		
計	▲14,000億円		計4,300億円
関連産業・地域経済の損失	▲16,000億円		
計	▲3兆円		
自給率	40% → 30%		

注：小麦、砂糖、乳製品、牛肉については農林水産省。それ以外は自民党による。また、4,300 億円の内訳は、日本農業新聞 2006.11.18 によるもので、農水省の公表値ではない。

表 12 日豪 EPA が北海道経済に与える損失（億円、北海道庁による試算）

品目	項目	損失額
肉牛	生産	422
	屠畜場	34
	その他	529
酪農	生産	2,369
	乳業工場	3,176
	その他	3,112
小麦	生産	852
	製粉工場	179
	その他	508
てんさい	生産	813
	製糖工場	1,025
	その他	697
合計		13,716

注：その他の影響には、運輸業やサービス、商業、金融、ガス、通信、建設等を含む。
資料：日本農業新聞2006.11.29から転載。

表 13 日韓中 FTA におけるコメ関税削減と共通農業政策による妥協点

	変数	記号	単位	試算値
日本	生産	Sj	万 t	780.8
	需要	Dj	万 t	906.3
	自給率	SSj	%	86.2
	補填基準米価	Pgj	円/kg	200
	市場米価	Pj	円/kg	126.5
	中国からの輸入	Ij	万 t	125.5
	関税率	Tj	%	186.424
	日本への必要補填額①+②-③	Gj	億円	4708.1
	生産調整①	SCj	億円	0
	直接支払い等②	DPj	億円	5741.1
	関税収入③	TRj	億円	1033.0
	日本の負担額	Bj	億円	4000.0
	農地の窒素受入限界量	Nmax	千 t	1219.2
	環境への食料由来窒素供給量	N	千 t	2355.8
	窒素総供給/農地受入限界比率	N/Nmax	%	193.2
韓国	生産	Sk	万 t	611.8
	需要	Dk	万 t	748.2
	自給率	SSk	%	81.8
	補填基準米価	Pgk	円/kg	150
	市場米価	Pk	円/kg	116.5
	中国からの輸入	Ik	万 t	136.4
	関税率	Tk	%	186.424
	韓国への必要補填額①-②	Gk	億円	1012.7
	直接支払い等①	DPk	億円	2047.3
	関税収入②	TRk	億円	1034.6
	韓国の負担額	Bk	億円	1242.0
中国	生産	Sc	万 t	17786.9
	需要	Dc	万 t	17525.0
	米価	Pc	円/kg	37.8
	輸出計	Xc	万 t	261.9

	日本への輸出	Xj	万 t	125.5
	韓国への輸出	Xk	万 t	136.4
	中国への必要補填額	Gc	億円	0
	中国の負担額	Bc	億円	478.8

資料：鈴木（2006.3）

注：日韓中の GDP 比（69.9：21.7：8.4）に応じた直接支払いで農家手取米価を日本 200 円/kg、

韓国 150 円/kg に補填し、日本の財政負担を 4,000 億円に抑える関税率を求めた。

著者プロフィール

鈴木宣弘 (すずきのぶひろ)

1958年三重県生まれ。49歳。1982年東京大学農学部卒業。農林水産省、九州大学教授を経て、2006年より現職。専門は、農業経済学、国際貿易論。食料・農業・農村政策審議会委員（会長代理、企画部会長、畜産部会長、農業共済部会長）。主著に、『日豪 EPA と日本の食料』（筑波書房、2007年）、『食べ方で地球が変わるーフードマイレージと食・農・環境』（共編著、創森社、2007年）、『農のミッションーWTOを超えて』（全国農業会議所、2006年）、『FTA と日本の食料・農業』（筑波書房、2004年）等。

グローバル化と食料・農業：総合的視点の重要性

2008年2月 発行

著 者 鈴木宣弘

発 行 総合研究開発機構

〒150-6034 東京都渋谷区恵比寿 4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー34階

電話 03 (5448) 1735

ホームページ <http://www.nira.or.jp/>

無断転載を禁じます。